

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、  
翌日が休日は、  
当たるとの翌日)

その計画書は、鳥取県農林水産部農政課及び関係地方農林振興局に備え  
置いて縦覧に供する。

昭和五十七年八月二十七日

鳥取県知事 平林鴻

三

## 一 名称

広域整備計画（広域営農團地閲連総合食肉流通施設計画）

## 二 対象地域

鳥取農業振興地域、米子農業振興地域、倉吉農業振興地域、境港農業振興地域、国府農業振興地域、岩美農業振興地域、福部農業振興地域、郡家農業振興地域、船岡農業振興地域、河原農業振興地域、八東農業振興地域、若桜農業振興地域、用瀬農業振興地域、佐治農業振興地域、智頭農業振興地域、氣高農業振興地域、鹿野農業振興地域、青谷農業振興地域、羽合農業振興地域、泊農業振興地域、東郷農業振興地域、三朝農業振興地域、関金農業振興地域、北条農業振興地域、大栄農業振興地域、東伯農業振興地域、赤崎農業振興地域、西伯農業振興地域、会見農業振興地域、岸本農業振興地域、日吉津農業振興地域、淀江農業振興地域、大山農業振興地域、名和農業振興地域、中山農業振興地域、日南農業振興地域、江府農業振興地域、溝口農業振興地域及び日野農業振興地域

## 告示

### 鳥取県告示第八百四十八号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第九条第一項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を定めたので、同法第十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

### 鳥取県告示第八百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第八十七条の三第一項の

規定に基づき、県営土地改良（淀江宇田川地区ほ場整備）事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年八月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場 名和町役場及び大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

五 縦覧に供する場所

大山町役場及び淀江町役場

鳥取県告示第八百五十一号

昭和五十七年五月二十一日付けで佐治村から申請のあつた土地改良（佐治（津野）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（香取地区ほ場整備）事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

昭和五十七年八月二十七日

一 縦覧に供する書類

鳥取県知事 平 林 鴻

三

3 昭和57年8月27日 金曜日

## 鳥取県公報

- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し  
 若桜町役場
- 二 縦覧に供する期間  
 昭和五十七年八月二十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
 佐治村役場
- 四 異議の申出  
 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第八百五十二号**
- 昭和五十七年六月十一日付けで若桜町から申請のあつた土地改良（高野地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十七年八月二十七日
- 鳥取県告示第八百五十三号
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第八百五十三号**
- 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。
- 昭和五十七年八月二十七日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一 開発許可の年月日及び番号  
 昭和五十七年一月二十六日 鳥取県指令受都計第三百六十二号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
 米子市諏訪字上中郷手
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 米子市諏訪二一〇一六
- 有限会社藤屋商店  
 代表取締役 藤原祥平
- 一 縦覧に供する書類  
 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
 昭和五十七年八月二十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

**鳥取県告示第八百五十四号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年八月二十七日

鳥取県知事 平林鴻 11

山陰住研株式会社  
代表取締役 杉山明尚

境港市渡町字八幡  
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市二本木九四九

- 一 開発許可の年月日及び番号
- 二 昭和五十七年二月十九日 鳥取県指令受都計第十四号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称

米子市諏訪字上中縄手

開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市諏訪111〇一六

藤原祥平

## 公 告

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)  
第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

昭和57年8月27日

鳥取県人事委員会委員長 森本繁蔵

鳥取県告示第八百五十五号  
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年八月二十七日

鳥取県知事 平林鴻 11

- 一 開発許可の年月日及び番号
- 二 昭和五十七年六月二十八日 鳥取県指令受米土推第四百四十四号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称

### 1 試験の名称

昭和57年度鳥取県職員採用初級試験

### 2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
一般事務 A	若干名
一般事務 B	約 15 名
学校事務(東部)	若干名
学校事務(西部)	若干名

注 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により増加する場合がある。

3 対象となる職

知事の事務部局、警察本部、教育委員会事務局、市町村立小・中学校等に勤務する行政職給料表7等級相当程度の係員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者は、原則として給料月額85,900円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

昭和36年4月2日から昭和40年4月1日までに生まれた者。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、適性試験（多肢選択式）及び適性検査

(2) 試験の期日

昭和57年10月17日（日）

(3) 試験の場所

鳥取市東町一丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和57年11月中旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220番地）にてその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験種目

作文試験、人物試験、身体検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所

昭和57年11月下旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和57年12月上旬に鳥取県庁本庁舎にその氏名を掲示して発表する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。  
申込みできる「試験の区分」は一つに限る。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和57年9月1日（水）から同月22日（水）まで  
なお、郵送による申込みは、昭和57年9月22日（水）までの消印

鳥取県公署

昭和57年8月27日 金曜日

あるものに限り受け付ける。

## イ 申込受付時間

9時から17時まで（土曜日は12時まで）。ただし、日曜日及び祝日は受け付けない。

## 11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

- (2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、60円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参考すること。

注 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により増加する場合がある。

## 3 対象となる職

警察に勤務する公安職給料表7等級の係員（巡回）の職

## 4 給与

この試験に合格し、採用された者は、原則として次の表に掲げる給料のほか諸手当が支給される。

試験の区分	給料月額
警察官(A)	112,300円
警察官(B)	96,400円

## 5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

昭和57年8月27日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔽

- 1 試験の名称  
昭和57年度鳥取県警察官採用試験
- 2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	受験資格
警察官(A)	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は当該大学若しくは学校を昭和58年3月31日までに卒業する見込み
	昭和30年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた男子

昭和57年8月27日曜金

7

	の者
警察官 (B)	上記以外の者 から昭和40年4月 1日までに生れた 男子

## 6 第1次試験

## (1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、論文（作文）試験及び適性検査とする。

## (2) 試験の期日

昭和57年9月26日（日）

## (3) 試験の場所

鳥取市錦町二丁目112番地 烏取県立米子西高等学校

## (4) 第1次試験合格者の発表

昭和57年11月上旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220番地）

にその氏名を掲示して発表する。

## 7 第2次試験

なお、合格者には書面で通知する。

## (1) 試験種目

人物試験、身体検査、体力検査、適性検査及び人物調査とし、人物

試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

なお、身体検査の項目及び基準は別表のとおりとする。

試験の期日及び場所

昭和57年11月中旬に鳥取市において行う。

## 8 最終合格者の発表

昭和57年12月上旬に鳥取県庁本庁舎にその氏名を提示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

## 9 採用候補者名簿及び採用方法

試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき提示した者の中から行われる。

## 10 受験手続

## (1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所において交付する。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

## (3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付時間

昭和57年9月1日（水）から同月22日（水）まで。

なお、郵送による申込みは、昭和57年9月22日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。ただし、特別の事情のある者については、第1次試験当日各試験場において受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで（土曜日は12時まで）。ただし、日曜日及び祝日は受け付けない。

## 11 その他

昭和57年8月27日 金曜日

## 鳥取県公報

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、60円切手をはつたあて明記の返信用封筒を必ず同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

## 身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。
胸囲	78センチメートル以上であること。
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、矯正視力が1.0以上であること。
辨色力	正常であること。
聴力	正常であること。
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。